受付印			居住用不動産処分許可申立書						
			(この欄に収入印紙800円を貼り付けてください。)						
収入印約予納郵位		800円	甲印しないで	ごください。	)				
準口頭		基本事件番号	平成・令和	年(家	)第		号		
徳島家庭表 令和	找判所 □阿南支部 □池田出張 年		申立人の記名押印				印		
添付書	□契約書写し □不動産業者作成の査定書 □見積書 □【変更がある場合】 □申立人及び成年被後見人等の戸籍謄本,住民票写し □処分の対象となる不動産の全部事項証明書 □処分の対象となる不動産の固定資産評価証明書								
	T	   <del> </del>							
申									
<u> </u>	住	所							
				電話 携帯	(	)			
人	フリガ	ナ		7万竹		/			
	氏 /	名							
※ □□□ 成被被	本	籍							
年保補 被佐助 後人人 見	住 克	所							
人	フリガ	ナ		大江田和		月	日生		
	氏	名		平月		Л	ΗΞ		

(注) 太枠の中だけ記入してください。申立ての趣旨
※
※ □売却 □ (根) 抵当権の設定 のとおり □賃貸 □賃貸借の解除 をすることを許可する旨の審判を求める。 □その他( )
申立ての理由

(注) 太枠の中だけ記入してください。

※の部分については、当てはまる□にレ印を入れ、「その他」を選んだ場合は、( )内に 具体的に記入してください。

# (土 地)

番号	所	在	地番	地目	面積	備考
			番:		平方メートル	

## (建物)

番号	所	在	家一番	種類	構	造	床面	積	備考
							平方メー	-トル	

<sup>(</sup>注) 太枠の中だけ記入してください。

### 居住用不動産処分の許可の申立てについて

德島家庭裁判所 徳島家庭裁判所阿南支部 徳島家庭裁判所美馬支部 徳島家庭裁判所池田出張所 徳島家庭裁判所牟岐出張所

#### 1 はじめに

成年被後見人,被保佐人,被補助人(以下「成年被後見人等」と言います。)が所有している居住用不動産を処分する場合は,<u>事前に</u>,家庭裁判所に居住用不動産処分の許可の申立てをし,家庭裁判所の許可を得る必要があります(未成年後見人の場合は家庭裁判所への許可申立ては不要ですが,事前に家庭裁判所の了解を得てください。)。

(居住用不動産とは)

成年被後見人等が現在居住している,居住していた,または現在施設入所などで居住していなくても施設退所後は居住する可能性がある不動産(判断に迷う場合は家庭裁判所にお問い合わせください。)。

(処分とは)

売却、(根)抵当権設定、賃貸借契約または賃貸借契約解除、建物取り壊し等

### 2 申立てに当たって必要なもの

- □申立書
- □収入印紙800円分
- □郵便切手84円1枚,10円1枚

#### (添付書類)

共通して必要となる書類

- □申立人及び成年被後見人等の戸籍謄本、住民票の写し
  - (※既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)
- □処分の対象となる不動産の全部事項証明書及び固定資産評価証明書

(※既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)

成年後見等監督人が選任されている場合

- □成年後見等監督人の意見書
- ① 売却の場合
  - □不動産売買契約書(案)
  - □不動産業者作成の査定書などの売却価格の相当性を疎明する資料
- ② 抵当権・根抵当権設定の場合
  - □金銭消費貸借契約書(案)
  - □抵当権・根抵当権設定契約書(案)
  - □保証委託の場合はその契約書(案)
- ③ 賃貸借契約の締結、または解除の場合
  - □賃貸借契約書(案),賃料額の設定根拠となる資料
  - □解除の対象となる契約の契約書又はこれに準ずる書面
- ④ 建物の取り壊しの場合
  - □取り壊し費用の見積書
- ※ 上記書類以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。